

新たな地域コミュニティ支援事業概要（中間支援組織の活用）

◆事業目的

活力ある地域社会づくりに向け、地域活動協議会の取り組みについて社会的信用を高めることを見据えながら、より幅広い住民の参画が促される「開かれた組織運営」と「会計の透明性」が確保できるように地域活動協議会の人材育成や資金確保を支援し、地域活動協議会を構成する様々な団体の活動情報を幅広く発信する。

そのためにも連携・協働のための橋渡しの役割を担うことができる民間事業者の能力を活用し、地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援等を行うことにより、新たな市政改革プランにおける大きな公共を担う活力ある地域社会づくりを実現することを本業務委託の目的とする。

◆実施体制

常駐体制に依らないが、区及び地域活動協議会の業務上の依頼に対し、即座に対応がとれる業務実施体制

（構成：統括責任者・業務責任者・補助員の必要に応じての配置）

◆具体的な業務内容

地域活動協議会の自律運営にかかる支援

ア 運営支援業務（区が指定する概ね4地域対象）

- ①市補助金関係の申請や報告期間における集中支援
- ②組織運営に関する助言・提案や能力向上研修

イ 組織強化支援業務（全地域対象）

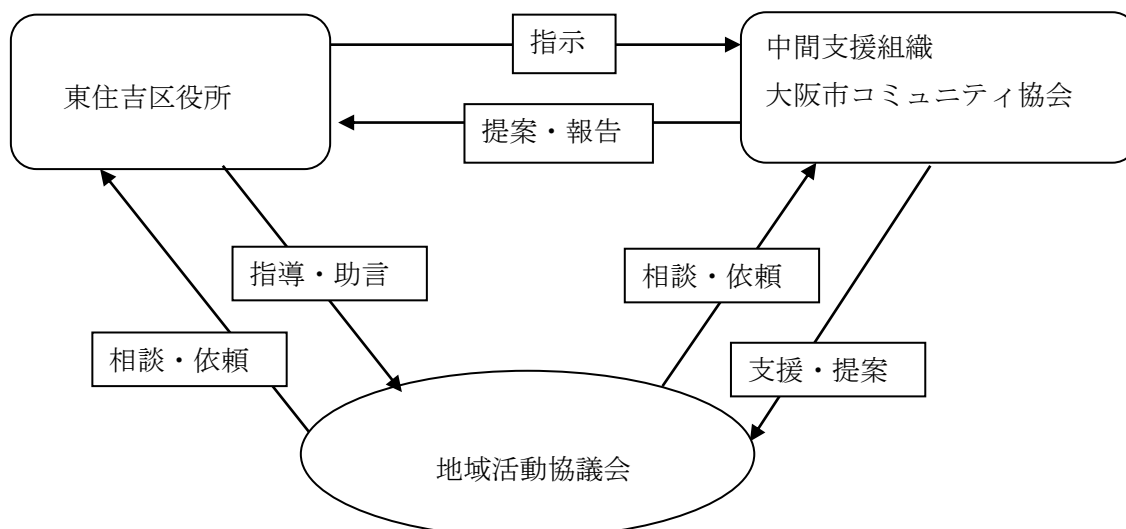
- ①地域活動協議会の認知度の向上に向けた支援
- ②総意形成機能を発揮するための支援
- ③新たな担い手のスキルアップ・担い手の発掘支援
- ④広報原案作成及び周知方法等の提案
- ⑤企業・事業所等との連携支援

ウ 相談支援業務（全地域対象）

- ①各地域活動協議会同士の連携や共有、新規事業などの実施体制
- ②地域活動における総合相談業務

◆委託期間：平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

中間支援組織イメージ図



参考 (平成 25 年度末評価時分)

新たな地域コミュニティ支援事業（中間支援組織の活用）

◆事業目的

新たな地域コミュニティ支援事業は、新たな市政改革の柱の一つである、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりに向けて、中間支援組織を活用し、校区等地域における地域活動協議会の形成など、市民による自律的な地域運営の仕組みづくりを積極的に支援することを目的とする。

◆実施体制

市内を 5 ブロックに区分し、公募型プロポーザルにより決定した委託事業者（中間支援組織）が、各ブロックの「まちづくりセンター（機能）」に、平成 24 年 10 月から、スーパーバイザーを配置する。また、各区毎に設置する「まちづくりセンター支部」に、10 月からアドバイザーを、11 月から地域まちづくり支援員を配置する。

- ・スーパーバイザー：ブロック毎の「まちづくりセンター（機能）」において、ブロックを統括する。
- ・アドバイザー：各区ごとに設置する「まちづくりセンター支部」において、地域まちづくり支援員を指導及び助言する。
- ・地域まちづくり支援員：会議等運営の知識やノウハウを有する者、また、地域活動の実績を有し、地域事情に精通した者等が事業者により公募・採用され、地域の支援にあたる。

◆具体的な業務内容

(1) 地域活動協議会の形成支援

- ア 地域課題やニーズ、住民意識を把握するための調査、分析等
- イ 地域活動協議会の合意形成に向けたコーディネート

(2) 地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援

- ア 幅広い市民参画の促進、地域における担い手育成や人材育成への助言・指導
- イ 幅広い世代の住民の地域活動への参加・参画を促すための支援
- ウ 多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導
- エ 自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導
- オ 地域課題をビジネス手法で解決するための情報提供や、専門相談機関等への連絡等
- カ 地域団体間の連携・協働に向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言・指導
- キ NPO 等法人化に向けた情報提供や申請手続きの助言・指導

◆委託期間：平成 24 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

中間支援組織のイメージ図

